大阪国際音楽フェスティバル関連事業について(検証)

1 これまでの経過

- 大阪発信で認知を高めるイベントとして、国連のインターナショナル・ジャズディの誘致を目指すこととし、 大阪国際音楽フェスティバル実行委員会を組織(25年7月付)。
- ・平成25年度臨時理事会(25年9月)において、ジャズディを含む26年度事業計画(案)承認。
- ・平成26年2月に、実行委員長が観光局長名でユネスコ・モンク財団と大阪開催の協定を締結。
- ・26年4月、韓国・セウォル号沈没事件が発生し、アジアンスターズスーパーライブの中止を決定。
- ・同月、インターナショナル・ジャズディ・グローバルコンサートなどを開催(3 事業結果概要の通り)
- 26 年9月時点では、事業全体で約 94 百万円 (最終的には 92 百万円) の収支不足 (スーパーライブ中止に伴う 経費を除く)が見込まれたため、協会からの負担金(貸付金)及び実行委員長からの個人負担金でもって収 支不足を補うこととした(26年度臨時理事会(26年9月)承認)。
- 26 年度第2回理事会(27年3月)において、イベント中止に伴う解決金に係る支援策を承認。
- ・27 年 4 月に国庫補助金が確定し、一部訴訟事案を除き、実行委員会の事業収支は「2」のとおりとなっ た。

実行委員会における事業収支(平成 25~現在)		(単位:千円)	
収 入		支 出		
コンベンション協会分担金 【内訳】 25 年度分担金 21,000 26 年度当初分担金 25,000 パ 追加分担金 67,000	113,000	ジャズ・ディ実施経費 その他事業経費 *スーパーライブ中止に係る解決金 その他(訴訟関連費用等)	310,557 35,219 15,000 2,987	
コンベンション協会からの貸付金 【内訳】 訴訟関連費用貸付金 1,670 *調停貸付金 15,000	16,670			
企業協賛金 チケット収入	37,190 28,259			
ジャズコンペテション参加者収入 国庫補助金(文化庁)	300 143,875	計	363,763	
実行委員長負担金 雑収入	25,000 8	収 支 差 額	539	
計	364,302	計	364,302	

- ※受託事業者との損害賠償請求訴訟の行方により、最終的な収支は一部変更となる可能性あり。
- *は、スーパーライブ中止に伴う損害賠償請求については、協会と実行委員会とが折半して負担。

3 事業結果概要と効果

事 業 名	内 容	日時	会場	参加人数
インターナショナ	インターナショナ	4月30日	大阪スクール	約 150 名
ル・ジャズディ	ル・ジャズディに集		ミュージック	
2014 ワークショ	うトップアーティス			
ップ	トたちによるワーク			
	ショップ			
インターナショナ	ユネスコの趣旨に沿	4月30日	大阪城西の丸	約 5,000 名
ル・ジャズディ	ったジャズ界の巨匠		庭園特設会場	
2014 グローバル	たちによるコンサー			
コンサート	F			
Riverside Jazz	大阪市内各所におけ	4月26日	道頓堀特設ス	観客数
Trips2014	るジャズライブほか	~5月5日	テージほか	延約 13,000 人
御堂筋ジョイふる	ミナミ JAZZ 物語な	4月29日	御堂筋、道頓堀	観客数
2014	どジャズ関連イベン		界隈	延約 200,000 人
	 			

- •世界各国でニュースとして取り上げられるなど、広く「大阪」の名を知らしめた。
- ・メディア露出の広告価値については、約16.7億円の効果(紙新聞換算)
- ネット上では 197 か国に発信され、約 29.8 億ページビュー (Impressions) の広告価値

4 まとめ

- ・事業としては、「大阪」の認知度を高めるうえでは、一定の効果あり。
- ・多額の赤字発生など、事業遂行上は大きな問題点があり、結果、損害補てん対策等では協会(財団)が事実上 の対応をした。
- ・これらの状況を真摯に受け止め、次の改革案を着実に実施し、大阪観光のため課せられている役割をこれまで 以上に果たしていく。
- ・今回の事業がもたらしたイメージダウンに対しては、大阪の観光関連業界とも協力して、地道な文化活動を支 援するなど、失った信頼を取り戻す。
- ・事業に係る損害賠償請求訴訟が継続中であることから、当分の間、実行委員会を継続し、訴訟の終結後、最終 的な整理を行う。

【内部統治面】

- ①協会と観光局とを一体化し、公益財団法人として「大阪観光局」を発足させるとともに、 理事長と事業執行する観光局長を一本化し、責任と権限を明確にする。
- ②理事長と専務を常勤化して役員による経営会議を設置し、的確な経営判断を行い、理事会、 評議員会で適切に承認を得る。
- ③財団内でのコミュニケーション(報告・連絡・相談)を徹底し、部局横断的な情報共有を 密にする。

【事業執行面】

- ①原則として、実行委員会形式を取らない。プロモーションを主に事業展開する。
- ②事業委託に際し、事業者の選考基準を明確にし、透明性を高める。
- ③事業実施に当たって、予算や実現可能性、効果など、十分検討する。
- ④当財団のあるべき事業評価制度を設ける。



※ 本資料はガバナンスの視点から整埋したものであり、法的責任を問うものではない。